

新旧対照表

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則（平成30年規則第31号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化<sup>じん</sup>を図るため、未使用の住宅用設備等（家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、断熱窓、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）、V2H充放電設備、集合住宅用充電設備並びに住民の合意形成のための資料をいう。）（以下「補助対象設備」という。）を、住宅に導入する者又は補助対象設備（断熱窓、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を除く。）が設置された住宅を購入する者に対し、予算の範囲内において、その導入又は購入に要する費用の一部を補助することにより、脱炭素化の促進を図り、もって地球温暖化の防止、資源の有効活用、エネルギーの有効利用等地球環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>（補助対象者）</p> <p><b>第2条</b> 補助金の交付を受けすることができる者（集合住宅用充電設備を導入する者及び住民の合意形成のための資料を作成する者を除く。）は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。ただし、浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び市税を滞納している者を除く。</p> <p>(1) 家庭用燃料電池システムを導入する場合 当該補助対象設備を自ら居住する市内の住宅（店舗等と併用するものを含む。）に導入していること。</p> <p>(2) 省 略</p>	<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化<sup>じん</sup>を図るため、未使用の住宅用設備等（<u>太陽熱利用システム</u>、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、断熱窓、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）、V2H充放電設備、集合住宅用充電設備並びに住民の合意形成のための資料をいう。）（以下「補助対象設備」という。）を、<u>自ら居住する住宅</u>に導入する者又は<u>自ら居住するために</u>補助対象設備（断熱窓、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を除く。）が設置された住宅を購入する者に対し、予算の範囲内において、その導入又は購入に要する費用の一部を補助することにより、脱炭素化の促進を図り、もって地球温暖化の防止、資源の有効活用、エネルギーの有効利用等地球環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>（補助対象者）</p> <p><b>第2条</b> 同 左</p> <p>(1) <u>太陽熱利用システム又は家庭用燃料電池システムを導入する場合</u> 当該補助対象設備を自ら居住する市内の住宅（店舗等と併用するものを含む。）に導入していること。</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) <u>断熱窓を導入する場合 自ら居住している住宅（第三者が所有する場合を含み、店舗等と併用するものを含む。）に設置している窓を、断熱性の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3)・(4) 省 略</p> <p>2 補助金の交付を受けることができるもの（集合住宅用充電設備を導入するもの及び住民の合意形成のための資料を作成するものに限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。ただし、暴力団員（法人その他の団体にあっては、代表者又はこれに準じる者が暴力団員であるもの）を除く。</p> <p>(1) <u>断熱窓を導入する場合 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>ア <u>本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、自ら居住している住宅（第三者が所有する場合を含み、店舗等と併用するものを含む。）に設置している窓を、断熱性の高い窓へ改修するものであること。</u></p> <p>イ <u>補助事業を実施する者が管理する本市に所在する既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）に設置している窓を、断熱性の高い窓へ改修するものであること。</u></p> <p>(2) 集合住宅用充電設備を導入する場合 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア <u>マンション等に集合住宅用充電設備を導入する管理組合又は所有者であり、集合住宅用充電設備の導入に当たって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「クリーンエネルギー補助金」という。）の交付決定通知を受けていること。</u></p> <p>イ・ウ 省 略</p> <p>(3) 省 略</p> <p>3～6 省 略 (交付の申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、リースにより設備等を導入しようとする申請者は、浦安市住宅用設備等脱炭素</p>	<p><u>高い窓へ改修するものであること。</u></p> <p>(4)・(5) 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>ア <u>本市に所在する既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）に集合住宅用充電設備を導入する管理組合又は所有者であり、集合住宅用充電設備の導入に当たって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「クリーンエネルギー補助金」という。）の交付決定通知を受けていること。</u></p> <p>イ・ウ 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>3～6 同 左 (交付の申請)</p> <p>第4条 同 左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>化促進事業補助金交付申請書（リース用）（別記第2号様式）により、申請しなければならない。</p> <p>(1) 第2条第1項各号及び第2項第1号アに該当する場合については、市税を滞納していないことを証する書類(市が保有する情報により確認することに同意する場合は、不要とする。)</p> <p>(2)・(3) 省 略</p> <p><u>(4) 断熱窓の導入については、管理組合の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び当該代表者に係る本人であることが確認できる書類の写し(補助事業を実施する者が法人格を持たないマンション管理組合である場合に限る。)</u></p> <p>(5)～(7) 省 略</p> <p><u>(8) 集合住宅用充電設備の導入については、次に掲げる書類</u> ア～ウ 省 略 エ 管理組合の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び当該代表者に係る本人であることが確認できる書類の写し<u>(補助事業を実施する者が法人格を持たないマンション管理組合である場合に限る。)</u> オ 省 略</p> <p><u>(9) 補助対象設備(住民の合意形成のための資料に限る。)の導入については、次に掲げる書類</u> ア <u>前号エに掲げる書類(補助事業を実施する者が法人格を持たないマンション管理組合である場合に限る。)</u>及び前号オに掲げる書類 イ 省 略</p> <p><u>(10)～(17) 省 略</u></p> <p>2 省 略 (処分の制限)</p> <p>第10条 省 略</p> <p>2 財産処分制限期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p><u>(1)～(6) 省 略</u></p>	<p>(1) 第2条第1項各号に掲げる補助対象設備を導入する場合については、市税を滞納していないことを証する書類(市が保有する情報により確認することに同意する場合は、不要とする。)</p> <p>(2)・(3) 同 左</p> <p>(4)～(6) 同 左</p> <p>(7) 同 左 ア～ウ 同 左 エ 管理組合の代表者が選定されたことを証する書類の写し<u>(マンション等の所有者である場合を除く。)</u>及び当該代表者に係る本人であることが確認できる書類の写し オ 同 左</p> <p>(8) 同 左 ア <u>前号エ及びオに掲げる書類</u> イ 同 左</p> <p><u>(9)～(16) 同 左</u></p> <p>2 同 左 (処分の制限)</p> <p>第10条 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p><u>(1) 太陽熱利用システム 15年</u> <u>(2)～(7) 同 左</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
3～5 省 略 別表 (第3条第2項)			3～5 同 左 別表 (第3条第2項)		
省エネルギー設備の種類	省エネルギー設備の要件	補助金の限度額	省エネルギー設備の種類	省エネルギー設備の要件	補助金の限度額
			<u>太陽熱利用システム</u>	<u>一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品 (BL 部品) として認定を受けているものであること。</u>	<u>50,000 円</u>
省 略			同 左		
定置用リチウムイオン蓄電システム	国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。	省 略	同 左	国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。	同 左
断熱窓	(1) 国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。 (2) <u>1室 (壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られている空間) 単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。</u>	<u>第2条第2項第1号アに該当する場合補助対象経費に4分の1を乗じて得た額又は80,000円のうち、いずれか少ない額</u> <u>第2条第2項第1号イに該当する場合補助対象経費に4分の1を</u>	同 左	(1) 国が令和3年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。 (2) <u>1居室 (居室、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られている空間) 単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。</u>	<u>補助対象経費に4分の1を乗じて得た額又は80,000円のうち、いずれか少ない額</u>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
		<u>乗じて得た額</u> 又は 80,000 円 に改修を行う 戸数を乗じて <u>得た額のうち、</u> <u>いずれか</u> <u>少ない額</u>			
電気自動車等	(1)～(3) 省 略 (4) 国が <u>令和4年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車等であること。	省 略	同 左	(1)～(3) 同 左 (4) 国が <u>令和3年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車等であること。	同 左
V2H充放電設備	国が <u>令和4年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているV2H充放電設備であること。	省 略	同 左	国が <u>令和3年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているV2H充放電設備であること。	同 左
集合住宅用充電設備	国が <u>令和4年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている集合住宅用充電設備であること。	住民のみ利用できる場合 設備本体の購入費に係るクリーンエネルギー補助金の額に3分の1を乗じて得た額又は500,000円に <u>設置する</u> <u>充電設備の基</u>	同 左	国が <u>令和3年度</u> 以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている集合住宅用充電設備であること。	住民のみ利用できる場合 設備本体の購入費に係るクリーンエネルギー補助金の額に3分の1を乗じて得た額又は500,000円のうち、 <u>い</u> <u>ずれか少</u> ない

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
		<p>数（複数口の 充電設備にあ っては、その 口数）を乗じ て得た額のうち いずれか少 ない額 住民以外も利 用できる場合 設備本体の購 入費に係るク リーンエネル ギー補助金の 額に3分の2 を乗じて得た 額 又 は 1,000,000 円に 設置する充電 設備の基数 （複数口の充 電設備にあっ ては、その口 数）を乗じて 得た額のうち いずれか少 ない額</p>			<p>額 住民以外も利 用できる場合 設備本体の購 入費に係るク リーンエネル ギー補助金の 額に3分の2 を乗じて得た 額 又 は 1,000,000 円 のうち、いず れか少ない額</p>
省 略			同 左		

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別 記</p> <p>第1号様式 別紙のとおり</p> <p>第2号様式 別紙のとおり</p> <p>第4号様式 別紙のとおり</p> <p>第7号様式 別紙のとおり</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>別 記</p> <p>第1号様式 別紙のとおり</p> <p>第2号様式 別紙のとおり</p> <p>第4号様式 別紙のとおり</p> <p>第7号様式 別紙のとおり</p>